

民法改正にかかる「貯金規定等」改正のお知らせ

1. 概要

今般、平成29年(2017年)5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が令和2年(2020年)4月1日から施行されます。民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められており、この部分は「債権法」などと呼ばれております。

この「債権法」については、明治29年(1896年)に制定されてから約120年間にわたり実質的な見直しはほとんど行われていませんでしたが、今回、「①社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する改正」と「②現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読み取りやすくする改正」が行われております。

改正債権法では、以下の改正が実施されます。

- ①約款(定型約款)^{*}に関する規定が新設され、定型約款の変更に関するルールが新設されます。
- ②制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、取消すことができますこととなります。
- ③「寄託者(貯金者)は受寄者(JA)に対していつでもその返還を請求できる」規定が適用されるため、別段の合意がない限り定期性貯金を満期日前であっても解約できることとなります。

※「約款(定型約款)」とは

- ①ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引で、
- ②内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを「定型取引」とした上、この定型取引において、
- ③契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体。

また、独立して定めている「小切手用法」、「約束手形用法」および「為替手形用法」を当座勘定規定の中に、「スウィングサービス規定」を普通貯金規定、総合口座取引規定、営農貯金規定、普通貯金無利息型(決済用)規定、総合口座(普通貯金無利息型)取引規定の中に定めることといたします。

つきましては、以下のとおり貯金規定等を改正いたします。

2. 改正日(適用開始日)

令和2年4月1日

3. 主な改正内容(下線部を追加・変更します)

- (1)「定型約款」にかかる「規定の変更等」条項の一部を追加・変更します。普通貯金規定以外の規定においても同様の改正を行います。

普通貯金規定(抜粋)
20. (規定の変更等)
(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、 <u>民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u>
(2) 前項によるこの規定の変更は、 <u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>

- (2) 成年後見人等にかかる条項の一部を追加します。普通貯金規定以外の規定においても同様の改正を行います。

普通貯金規定(抜粋)
9. (成年後見人等の届出)
(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 <u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>
(2)~(5) (省略)

- (3) 定期性貯金の解約にかかる条項を追加・変更します。スーパー定期貯金規定(単利型)以外の規定においても同様の改正を行います。

スーパー定期貯金規定(単利型)(抜粋)
3. (利息)
(1)~(2) (省略)
(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息(以下、「 <u>期限前解約利息</u> 」といいます。)は、 <u>預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)</u> によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、 <u>中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。</u>
①~④ (省略)
(4) (省略)

4. (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2)~(5) (省略)

- (4) 定期積金の口座振替による掛金の払込みにかかる条項を追加します。

定期積金(抜粋)
2. (口座振替による掛金の払込み)
(1) <u>この積金は、あらかじめ指定された貯金口座からの振替により掛金を払い込むことができます。この場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって当店に届出てください。</u>
(2) <u>この貯金の掛込日(掛込日が休日の場合は、翌営業日)に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しは行いません。掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額(振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。)を超えるときは、掛込日から7営業日までの期間に限り前項と同様に掛込を行います。また、7営業日を超えて掛込ができなかった場合は、積金契約者へ通知することなく当該掛込を中止します。</u>
(3) <u>定期積金口座振替契約は、定期積金口座振替依頼書の掛込口座欄で指定される貯金が解約されたとき、または積金契約者から書面の届け出を受けて、掛込方法が口座振替から他の方法に変更されたときに終了するものとします。</u> なお、自動再契約の特約により再契約する定期積金の掛金についても、同様に口座振替を行います。

- (5) 積立式定期貯金の口座振替による預入れにかかる条項を追加・変更します。

積立式定期貯金(抜粋)
2. (口座振替による預入れ)
(1) <u>この貯金を他の貯金口座からの振替により積み立てる場合は、積立日(積立日が休日の場合は、翌営業日)に、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しを受けることなく、積立式定期貯金口座振替依頼書の積立口座欄で指定する口座から、貯金者に通知することなく積立額を引落しのうえ積立を行います。</u>
(2)~(4) (省略)
(5) <u>積立式定期貯金口座振替契約は、積立式定期貯金口座振替依頼書の積立口座欄で指定されるこの貯金が解約されたとき、または当組合所定の書面の届出により積立方法が口座振替から他の方法に変更されたときに終了するものとします。</u>

- (5) スウィングサービスにかかる条項を追加します。普通貯金規定以外の規定においても同様の改正を行います。

普通貯金規定(抜粋)
6. (スウィングサービス)
(1) <u>スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。</u>
①順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。
②逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。
(2) <u>本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。</u>
①定額型
A順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座(支払口座)からスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。また、スウィング元口座(支払口座)の適用利率とスウィング先口座(入金口座)の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座(支払口座)の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。
B逆スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座(支払口座)からスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。
②残高型
A順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座(支払口座)の残高が口座維持残高を超えている場合に、 <u>超過している金額をスウィング先口座(入金口座)へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座(支払口座)の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。</u>
B逆スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座(入金口座)の残高が口座維持残高に満たない場合に、 <u>不足している金額をスウィング元口座(支払口座)より振替えます。ただし、第1項および第2項いずれの場合も振替指</u>

定日のスウィング元口座残高（貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。）が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。

(3)振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。

① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。

② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。

(4)指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

(5)本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(6)本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

(4) 当座勘定規定へ「小切手用法」、「約束手形用法」および「為替手形用法」を追加します。

当座勘定規定(抜粋)	
1～33. (省略)	
【小切手用法】	
1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。	
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。	
3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。	
4. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。 (2)金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。	
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。	
6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。	
7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。	
8. 小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	
【約束手形用法】	
1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。	
2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。	
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	
4. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。 (2)金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。	
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。	
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。	
7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。	
8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	
【為替手形用法】	
1. この手形用紙を用紙のまま他人に譲り渡すことはしないでください。	
2. 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。	
3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。	
4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	
5. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。	

(2)金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。

(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。

7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。

8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。

9. 手形用紙は大切に保管してください。
当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。

10. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

4. 対象となる貯金規定等（○が追加・変更する規定等）

規定名等	追加・変更条項等	規定等の変更	成年後見人等の届出	定期性貯金の解約、書替継続	口座振替による払込み・預入れ	スウィングサービスの追加	小切手用法等の追加
当座勘定規定		○	○				○
普通貯金規定		○	○			○	
教育資金贈与税非課税措置に関する特約		○					
成年後見支援貯金に関する特約		○					
総合口座取引規定		○	○			○	
営農貯金規定		○	○			○	
こども貯金規定		○					
普通貯金無利息型（決済用）規定		○	○			○	
総合口座（普通貯金無利息型）取引規定		○	○			○	
貯蓄貯金規定		○	○			○	
納税準備貯金規定		○	○				
出資予約貯金規定		○	○				
スーパー定期貯金規定（単利型）		○	○	○			
スーパー定期貯金規定（複利型）		○	○	○			
自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）		○	○	○			
自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）		○	○	○			
大口定期貯金規定		○	○	○			
自動継続大口定期貯金規定		○	○	○			
期日指定定期貯金規定		○	○	○			
自動継続期日指定定期貯金規定		○	○	○			
変動金利定期貯金規定（複利型）		○	○	○			
自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）		○	○	○			
定期積金規定		○	○		○		
積立式定期貯金規定		○	○		○		
一般財形貯金規定		○	○				
財形年金貯金規定		○	○				
財形住宅貯金規定		○	○				
通知貯金規定		○	○				
譲渡性貯金規定		○	○				
懸賞付定期貯金規定		○	○	○			
懸賞付自動継続定期貯金規定		○	○	○			
懸賞付定期積金規定		○	○		○		
定期積金規定（GOGO シニア!!）		○	○		○		